

令和4年2月16日

於 大阪府労働委員会

京都西山学園事件

【令和3年(不)第20号】

第3回審問速記録

速記 (株)会議録研究所 高乗倫子



証人氏名 林 龍治

住所 京都府長岡京市粟生西条26 学校法人京都西山学園内

職業 学校法人京都西山学園

役職 法人事務局長兼短大事務局長

被申立人側 大政代理人

被申立人代理人弁護士の大政からお尋ねします。まず、乙24号証、お示しいたします。

(乙第24号証を示す)

この署名捺印はあなたのものですか。

はい、そうです。

この中でどこか訂正や追加はありますか。

いいえ、ありません。

それでは質問入ります。あなたは、令和2年2月に西山短大の事務局長に就任する前は、どのようなお立場だったのですか。

その前は、法人の事務局長を務めておりました。現在も務めていますが、平成26年からその職に就いております。

その法人というのは、西山短大を運営する学校法人京都西山学園のことですね。

はい、そうです。

法人事務局長というお立場で、短大の業務に関与することはありますか。

いいえ、ほとんどありません。

あなたの前任の短大事務局長は■さんとのようですが、あなたが事務局長に就任するに当たって、引継ぎはありましたか。

いいえ、ほとんどありませんでした。

先日の審問の中で、■さんは同じ学校内にいるから4月以降も確認できるという趣旨のことをおっしゃっていましたが、その点はいかがですか。

はい、確かにそういうことはおっしゃいました。ただし、事務局長というのは大変責任の重い部署でございますし、当人しか知らないことは幾つもありますので、きちんと引継ぎをしてほしかったというふうに思っております。その辺がちょっと無責任ではないかというふうに考えます。

実際、前■事務局長に業務の内容について確認したりすることはあったのですか。

はい。前を通られたときにも、引継ぎをしてくださいさいよというお願ひをしましたが、分かってるでしょう、もう大丈夫でしょうというような言い方で通り過ぎていかれましたし、実際に困ったときには、研究室がありますので、研究室のほうへ聞きに行つたこともあります。

では、あなたはどのように短大事務局長の業務をやっていたのですか。

はい。総務課長というのがございますし、ほかにもいろいろスタッフがありますのでその人たち、周りの人たちにいろいろ聞いてやっていきました。

あなたが短大事務局長に就任して、重点的に取り組んだことを教えてください。

はい。短大のほうは、実は非常に中国人留学生の割合が多いということが事前に分かっておりました。この割合がちょっと高過ぎるということを理事会でも指摘しておりましたんですけども、それを是正して、日本人学生を増やしていくこうということで取り組みました。

なぜ中国人留学生に頼った経営をやめようと考えたのですか。

やはり特に中国人ですけど、留学生ばかりですと、もし例えば中国の情勢がすごく変化するとか国際情勢が変化することによって、非常に学生の数が左右されるということが考えられます。現に今大変苦しんでおりますけども、国内に入ってくる学生が非常に少ないということになると、全体に経営にも響いてきます。

中国人留学生の数が多いと、文部科学省の経営改善監査などで何か指摘されたりするのでしょうか。

はい。やはりそういうことはありますて、これは令和2年の12月のときなんですが、学校法人運営調査委員会というものがございます。これが各学校法人をいろいろとチェックするんですけども、ウェブ会議でしたが来られまして、いろいろと調べていかれました。その中で、調査員の方が留学生が多過ぎるといけませんねということを申し述べておられました。

■組合員を雇い止めするに至った理由というのは、陳述書に書いてあるとおり、担当していた科目に関する適合性が認められなかったことと、学校運営に対する非協力的な態度が目立ったことですね。

はい、そうです。

非協力的態度について伺います。令和2年6月以降、従前の業者による留学生募集業務を中断したとき、そのことを知った■さんが取り乱したそうですね。そのときの■組合員

の言動で印象に残っていることを教えてください。

はい。私が執務しております事務局の隣が国際交流センターという部屋なんですが、そこに■■先生はおられまして、そこから事務局のほうに入ってこられまして、大きな声で、■■さんを泣かしたやつは誰だというふうにどなっておられました。先日の審問で、■■組合員は、大声ではない、近くにした■■さんと■■さんに尋ねただけと言っていましたが、あなたの記憶はどうですか。まず、どのくらいの声の大きさでしたか。

この部屋の倍ぐらいの部屋なんですけども、全員が聞こえるような大きな声でした。今、審問している部屋は縦15メートルぐらい、横6メートルぐらいの広さですが、その2倍くらいということでよろしいですか。

はい。大体それぐらいだと思います。

■■さんと■■さんに尋ねただけという点はどうですか。

それは事実に反すると思います。

ほかの人に危害を加えようとする様子はありましたか。

はい。大変ドスの利いた怖い声でしたし、怒った調子でしゃべっておられましたので、皆怖くて目を伏せておるという状態でした。

あなたはそれに対してどのように対応しましたか。

私も恐怖を感じて体を動かすことができませんでした。

令和2年9月で短大を退職した元非常勤講師が、■■組合員からハラスメントを受けたことを申し立てたことがありましたね。

はい、ありました。

それを受け、■■組合員に対して調査を実施しましたか。

はい。調査をお願いしました。

調査に対する■■組合員の対応はどうでしたか。

いろいろと理由をつけて調査に応じてくれませんでした。

具体的にどのような理由をつけてきたのでしょうか。

まず、ハラスメントは言いがかりにすぎないということとか、調査に当たる人間が公正中立な態度でやられるとは思えないというような調査に当たる方に対する非常な問題な発言をされたと思っております。

令和3年2月1日、三役と企画広報室との会議中のことで、■■組合員について印象に残ることを教えてください。

我々が会議をしておるときに、窓の外に枠のところがあるんですけども、そこにボイスレコーダーのようなものを置いて出ました。置かれました。はい。

■組合員がボイスレコーダーのようなものを置こうとしていることに、最初に気がついたのは誰ですか。

一緒に会議をしてた事務職員の一人です。

その職員の方は、気がついてどうしたのですか。

何をしているんだというようなことを声を出して言いました。

そうすると、■組合員はどうしたのですか。

慌ててボイスレコーダー様の物を取って、向こうのほうへ行きました。

あなた自身もその様子を実際に見たのですか。

はい。窓ガラス越しですので、すりガラス越しですけども、確かにボイスレコーダー様の物を取って、去っていくのを見ました。

そのときの■組合員はどのような服装でしたか。

いつも着ておられる小豆色のベストを着ておられたと思います。

ボイスレコーダー様の物は何色でしたか。

すりガラスを通しておりますのではっきりとした色等は分かりませんが、黒っぽい
ような感じでした。

組合は、■組合員は小会議室の出入口付近で落とした消しゴムを捜索していた際に、短大の職員から声をかけられたにすぎないという主張をしてるようですが、いかがですか。

それは事実に反すると思います。

なぜ、そう言えますか。

まず、窓ガラスのほうが奥まったところに入った窓ガラスでして、通常の通路から
5メーターほど離れているところです。そして、消しゴムといいますが、手のひら
に収まるぐらいの大きいものですから、消しゴムというものは考えにくいし、窓枠に
落とすということも考えられないと思います。

組合は、当時、会議が催されていることを■組合員は知らなかつたとも主張しているよ
うですが、いかがですか。

それも事実に反すると思います。

なぜ、そう言えますか。

まず、我々の会議していたところはドアが3つあるんですけども、メインの通路側

のドアのところに窓枠がドアについています。したがって、明かりが漏れでおりまして、必ず会議していたら、しているなということは分かります。
ほかにも理由ありますか。

はい。実際スリットとかありますので音が漏れます。したがって、会議してたら話し声が聞こえますので確実に分かると思います。

■組合員を雇い止めするに至った理由というのは、陳述書に書いてあるとおり、担当していた科目に対する適合性が認められなかつたことと、日本語能力が欠如していたことですね。

はい、そうです。

■組合員の日本語能力についてお伺いします。あなたは日常的に■組合員と接することが多かったのですか。

はい。私の席と彼の席は1メーターほど離れたところで、すぐ横顔が見えるという状況でしたので、よく観察できたと思います。

■組合員があなたやほかの先生とやり取りをするときに、日本語での意思疎通はしっかりとできていましたか。

いえ、やはり問題があって、よく分かりませんということを何回も聞きました。

島袋学科長からハラスメントを受けていたという申入れが■組合員からあったとき、あなたは■組合員に事情を確認しようとしたそうですね。そのときのことで印象に残っていることを教えてください。

はい。これはハラスメントというよりは誤解をしてるなというふうに思いましたので、誤解を解いてやろうというつもりで、1対1のつもりなんですけども、お話をしましょうねと言ったら、本人は快諾しておりました。ところが、当日になって、応接室へ行こうと言いますと、1対1ですか、1人では怖いですというようなことを申しました。

■組合員は、誰かの同席を求めたりもしたのですか。

はい。■先生に同席してほしいと言いました。

それを見て、あなたは■組合員の同席を認めたわけですね。

はい、そうです。

■組合員は、同席をする理由について何かおっしゃっていましたか。

はい。■先生の日本語能力でやはり微妙なことが、ニュアンスとかが分からないと

いうこともあるので、自分が説明したり通訳したりしたいというふうにおっしゃいました。

話をしている途中の■組合員の様子はどうでしたか。

やはりちょっと時々は■さんに聞いておったということがありました。そのときは中国語で説明されたんか、日本語やったんかちょっと忘れましたけども、いろいろと聞かれたと思います。

先日の審問の際、■組合員は、あなたから回答書を渡されただけで話をしたりはしていないとおっしゃっていましたが、その点はいかがですか。

それも事実に反すると思います。私も、紙は1枚渡しました。ちょうど厚生労働省が出版するハラスメント、パワハラについての6つの柱というようなものをダウンロードしておりましたので、それについて渡して説明もしましたし、それ以外に誤解を解くような話をしました。

その時間は大体どれぐらいだったんですか。

約10分間ほどです。

あなたの誤解を解くようなお話というのは、具体的にどういうお話をされたのですか。

はい。特に島袋先生がポイントになっておりましたので、島袋先生が■先生の名前を間違えたということもすごく引っかかるっておられたんですが、島袋先生はよく名前を間違うことが実はしょっちゅうあるんで、全くそういういじめとかハラスメントのつもりではなく、悪気はなかったんだよということを彼に説明しました。具体的に言いますと、■先生の武術の「■」という字を間違えて、宇宙の「宇」と書いて、「宇先生、コーヒーをどうぞ」というようなお手紙を渡されたんですが、それは勘違いというか、もうほんとに悪気がなく書いてしまわれたんだよということを言ったりしたんです。実際、島袋先生は私とメールをやるときでも、私の字すら間違えることがありますて、あまり人名に頓着されない方だと、我々は芸術家やなどよく言うんですけども、そういう意味であまり名前について関心を払わずにやっておられたというところがあったかなと思っております。その辺が非常に失礼な話なんで誤解を生じたのかなと思っておりました。

教授会における■組合員の言動で、印象に残っていることを教えてください。

教授会は日本語でもちろん進めるんですけども、やはり中身のところで詳しいところはご理解されてないのか、不規則発言とか、やじとかをされてたように思います。

やじや不規則発言とは、例えばどのようなものですか。

やじは、私が教授会に出席しておったときに、何であなたが教授会にいるのというようなことを言われまして、こういうこの案件は特に自分に関係してるから聞きに来てるんだよという説明をしても、何で教授会にいるんだということを何度も繰り返します。議長のほうも要請して来てもらってるんだよと言っても、また繰り返します。そういうようなことは、やじだというふうに判断します。

ほかに教授会でのやり取りで印象に残つてることはありますか。

はい。あまりいろいろ意見は言われないんですけども、議長、島袋先生ですが、議長が、■先生どうお考えですかというようなことを水を向けますと、はい、分かりましたと、はい、そうですというようなことが繰り返されて、あまり的確な意見を言っておられないのかなと思ったり、あるいは質問に対するおうむ返しをされるというようなことがありました。

先日の審問で、加藤先生が西山短大で教授に就任された時期が問題になっていましたが、あなたのほうで分かることはありますか。

はい。その後、短大に戻りまして書類を調べました。辞令簿と履歴書を確認しましたところ、加藤先生は平成16年に非常勤講師に採用されまして、17年から教授になったということが分かりましたので、報告します。

ホームページの記載がそれと異なったりしているのでしょうか。

はい。ホームページも間違えておられたようですので、直ちに訂正させていただきました。

はい。私からは以上です。

被申立人側 小西代理人

すみません。被申立人代理人、小西から若干補足させていただきます。■組合員がボイスレコーダー様の物を窓枠のどこに置いていたという話の場所の確認なんんですけども、窓枠というのは、部屋と外、建物の外の間の窓のことではなくて、部屋と廊下を隔てる壁にはめ込みのガラス窓みたいなものがあって、そのことをおっしゃってるんですかね。

はい、そうです。廊下側のほうの窓枠のところに置いておられました。

以上です。

審査委員

それでは主尋問はこれで終了ということで、替わって反対尋問をお願いします。

申立人側 上瀬代理人

はい。代理人の上瀬です。よろしくお願ひします。まず、第1回、[REDACTED]証人のとき、いらっしゃいましたよね。

はい。

第三者評価のことをお聞きします。書面調査とそれから訪問調査がありましたけど、林さんはそのとき出席されてましたか。

第三者評価……

2017年の文科省の……

すいません。そのときは私は短大の職員ではありません。

出席していませんでした。

しておらない。

法人の役員じゃなかったんですか。

法人の事務局長ですが、そのときは短大に来ておりません。だから、知りません。

はい、分かりました。では乙24号証、あなたの陳述書についてです。

(乙第24号証を示す)

これは、陳述書、あなたが書かれたものに違いありませんね。

はい。

その5ページにハラスメントの調査のことが書かれていますけど、ハラスメントや、その上で、ハラスメントに関する調査ということで、先ほども証言されてましたけど、ハラスメントがあった場合ね、西山の規則、規約ではね、規則では87ページと88ページに書かれてると思うんですけど、人権委員会があって、あなたは人権委員会の副委員長のはずですよね。

はい、そうです。

そのとき、ハラスメントがあった場合はどういうことをされるんですか。

人権委員会を開いて調べていくということをしないといけない……

そうじゃないでしょう。人権調査委員会を立ち上げるんでしょう。

ああ、それはもちろん、調査委員会ね。

87ページではそうなってますけど。

はい。

なぜ人権調査委員会を立ち上げなかつたんですか。

すんません。どの部分のことを言われてる……

人権調査委員会、ハラスメントの件です。5ページ、あなたの書かれてる5ページなんですがね、ウです。■さんが島袋さんにハラスメントされたと訴えたときとかね、あるいは■さんが逆に訴えられたときとか、あるいは学生が加藤さんのシラバスを問題にして、これは人権差別やと言ったときとかね、いろいろあったと思いますが、人権調査委員会をなぜ立ち上げなかつたんですか、規則ではそうなつてるでしょう。いいですか。

人権委員会のほうで……

いやいや、人権委員会がやるべきように書いてないですよ。人権調査委員会を立ち上げることになつてますよ。

ああ、もちろん、そういう形になるんでしょうねけども、人権委員会のほうでどういう形で調査委員会をつくるかというのを調査委員長と共にやっていかなあかんわけですから、調査委員長の指示に従つて進めていかなあかんと思います。

ということは、島袋さんが止めたということですか、人権調査委員会をつくるということを。

いや、そこはちょっと……

いや、人権委員長でしょう、彼が。

すいません。

なぜ今日来てないんですか。彼が来たらすぐぼろが出るからですか。

いや、それはちょっと私、分かりませんけど。

はい。じゃ、そしたら■さんの問題があつたときに、それは誤解だと、人権委員会の副委員長であるあなたがね、誤解だというふうにね、一方のほうに肩を持つような調査というのは許されるんですか。人権調査委員会って書いてますやん。それも、しかも2020年からそれが発足したというふうに書いてますよ。

被申立人側 小西代理人

それはどこに何が書いてあることをおっしゃってるんですか。規程の話おっしゃってるんですか。

申立人側 上瀬代理人

そうです。

被申立人側 小西代理人

いつ規程を立ち上げなかつたということを今おっしゃってるんですか。

申立人側 上瀬代理人

はい。

被申立人側 小西代理人

それはいつの、だから、陳述書を先ほど5ページ目を示して……

申立人側 上瀬代理人

はいはい、そうですよ。

被申立人側 小西代理人

おっしゃってましたけれども、そうじゃなくて、今の質問というのは、■組合員がハラスメントの申立てをしたことについてのことですか。

申立人側 上瀬代理人

■組合員のときも、■組合員のときでも、どのときでもそうです。

被申立人側 小西代理人

どのとき……

申立人側 上瀬代理人

対応がそれぞれで全然違っていますよというふうに言わせてもらっています。まあ、いいですね、そしたら。■組合員が、人権調査委員会に対して調査担当者をちょっと替えてほしいというふうに言いましたよね。

はい、ありましたね。

はい。それは、調査委員会ちゃんと立ち上げないで、2名の調査委員を、ね、調査させたと思うんですけど、しかも、その調査委員会を立ち上げてきちんと公平にやれば、■組合員のほうが、調査してほしいというように待ってたんじゃないですか。

それは、私は分かりません。

そういうふうにおっしゃってませんでしたか。おっしゃってたはずですよ。忘しました。じゃ、いいです。はい。総務課長とか、その、それをちゃんとした人権調査委員会、立ち上げないで2人だけ任命されたんですか、そのときは。

ちょっと記憶にありません。

なぜそんな大事なこと記憶にないんですか。じゃ、陳述書の5ページ、まあいいか、陳述書7ページをちょっと示したいと思います。

(乙第24号証の7ページを示す)

7ページ、ご覧になってください。■組合員が島袋さんからハラスメントを受けたと。そ

のときに、林さんはそれは誤解だと、これはどんな権限があつてそういうふうにおっしゃったんですか。

別に権限というほどのことは何も考えておりませんが、多分難しい問題というふうに考えんと、■先生と島袋先生の簡単な誤解やつたら簡単に誤解を解けるじゃないかと、話せばすぐ分かることではないかというふうに考えて、誤解を解いてあげようというつもりで話しました。

善意でおっしゃったんですね。

はい。

善意でおっしゃったというのはよく分かりますけど、それはやっぱり公平な態度だったかどうかというのは、人権委員会がきちんと立ち上げられて、そこで話し合はれるということが公平なんじゃないでしょうかね。いかがですか。

人権委員会を立ち上げ……

人権調査委員会です。

人権委員会にまず申出があるわけですけども、そこで調査委員会まで立てんでも、このすぐ説明したら分かってもらえるわというふうに考えて説明しようとしました。

それが、もう既に中立でないということがお分かりじゃないですか。

まあ人権委員会を立ち上げなあかんほどの問題ではないだろうというふうにして考えましたけど。

■組合員に対する調査担当者のこともそうですし、加藤さんに対する学生たちの問題もそうなんで、人権調査委員会を立ち上げなければならなかつたんじゃないですか。

加藤先生のハラスメントというか、シラバスの問題……

はい、そうです。

でしたら、これは外部の人まで入れて調査しましたけど。

まず、人権調査委員会じゃないんですか。校内の。

もちろん調査しようとしてたんですけど、いろいろな問題がありましたんで、外部の方まで入れて調査をすることにまで広がつたんですけどね。

ふーん。

ですから、非常に丁寧な対応をしたことになると思いますが。

あのう、じゃ、その調査、その仕方も不備があったということですね。お認めになるわけ

ですね。

被申立人側 小西代理人

違う。今のは誤導なんじゃ……

不備じゃない。

丁寧な調査をしたという回答に対して、調査に不備があったんですねというのはちょっと……

申立人側 上瀬代理人

いいえ、順番が違います。はい。■さんに対して■さんがついてきて、何か通訳をしたかのような言われ方してましたけど、実際に通訳、お聞きになりました。

ちょっと詳しくは、そこまで通訳されてやってたかどうかいうのはちょっと記憶にはっきりと出てこないんですけども、説明は何度もされてました。日本語か中国語やったかちょっと記憶が定かでないです。ひょっとしたら中国語で説明されてたかもしれないなと思います。

■さんは支部代表で、支部の組合員のことに関してやっぱり知る立場にあったということはお伺いになりました。

いや、それよりも■先生が言ってたのは、日本語の微妙なニュアンスが分からへん場合があるから僕が説明するんやと言われました。

でも、■さんがそのことで何か説明しました。

やはり説明してはったと思います。

いつですか。

私と■先生と■先生、3人でしゃべってたときに、やってはったと思います。

後でまたお聞きします。現在、中国人留学生に頼らない経営ってさっきおっしゃってましたけど、現在の学生数をちょっと教えてください。

現在の学生数は153人かな、2人かな、ぐらいです。

今度の4月から入るのは何人でしょうか。

4月、まだ確定しておりませんから推定ですけども、恐らく50人からちょっと50人超えて60いかへんやろなというふうな予想です。

そのうちの留学生は。

非常に少ないと思います。

1名ですか。

数名かなと思いますけどね。

経営がとてもそれでは大変なんじやないですか。

そうです。おっしゃるとおりで大変です。

陳述書において、■組合員と■組合員の雇い止め理由について、三役が科目適合性が見られないというふうに決定したと。三役ということはあなたも入ってるわけですね。

はい、そうです。

林さんはそれを、科目適合性を判断する立場にあるんでしょうか。

これもまあ専門的な学問的なことはちょっと私、難しいと思いますが、学位をお持ちであるとか、資格をお持ちであるとか、あるいは研究業績があらはるとかいうことは、書類等で見て分かるわけですから、そういうものも判断し、あるいは学長、副学長のほうの教学的なアドバイスもいただきますので、3人で相談して判断する

と。

それは、本来は教授会の役割じやないんですか。

ええ、経営の問題だと思いますけど。

従来は教授会で話合いをしていますけど、誰がどんな科目を持つかっていうのは。いかがですか。

いや、これはあれじやないですか、我々三役のほうで判断してよいと思いますけど。科目適合性は、そしたら外部の人間を入れて判断したというふうに前はおっしゃってましたけど、三役で判断されたわけですね。

今回の■先生と■先生については三役で判断させていただきました。

三役ということは、じや、島袋さんと加藤さんと2人で判断したということですね。

いや、私も入れてもらうんですよ。

林さんは、学術的なことは、ほかの2人から聞いて判断するしかないと今おっしゃってましたけど。

はい。あの、まあ書類上はいろいろと学位とか、それから資格とか研究業績等があることが分かりますので、それは私も一緒に見させていただきました。

今までの西山短大で、そういうふうなプロセスは初めてだと思うんですけど。

すいません。今までのことは私あんまり分かりません。

■さんと今まで何年ぐらい一緒に働きました。

要は1年ちょっと、2年ならないん違いますかね。1年ちょっと。

その前の4年間は知らないわけですよね。

そうですね。書類だけですね。

最後の1年間、組合員になってからのことだけを知ってるというわけですね。

彼の人となりはね。はい。

私からは以上です。お名前と立場。

申立人側 ■■■補佐人

はい。じゃ、補助人の■■■です。質問します。主尋問の内容にあったものの確認も含めてお伺いします。まず、私、■■■に対する外部の非常勤の先生、外部じゃないですね、非常勤の先生からの告発状が来たということに関してなんですかけれども、これは、この件に関しては人権調査委員会が行われた、立ち上がったと理解してよろしいですね。■■■先生の告発です。

ああ、そうですね。はい。

次に、私は、■■■組合員、私です。人権調査委員会に対して調査担当者の交代を求めましたか。

はい、求められましたね。

林証人、林さんは人権委員会のメンバーであったということで間違いないですね。

はい。

なぜ私に対する、■■■に対する調査担当者を■■■総務課長や■■■経理課長にやらせたんですか。

適任と思ったからです。

総務課長は短大の人事管理者で、それから人事査定の担当者です。で、当時の■■■経理課長は、私に、■■■組合員に対して告発状を出した■■■先生の告発状を受理した人間なんです。ですから、これは当事者に当たるわけで、調査担当者として明らかに不適当だと思うんです。何でこの2人にやらせたんですか。

まあ不適当というふうに■■■先生は考えたんでしょうけども、私たちはそうは考えないです。彼が総務課長をやっておりますけども、別に人事決定するような権限があるわけではないです。

■■■組合員、私は、調査担当者の交代を依頼した後、事情聴取に応じる姿勢を示してずっと待っていたのに、何で調査をやめてしまったんですか。

ずっと待ってたんですか。いや、だから全然応じてもらえないというふうに聞きました

したけど。

陳述書5ページで、林証人は、私、■組合員が調査に応じなかつたと書いておられます
が、なぜ事實をねじ曲げるんですか。

事實をねじ曲げてゐるよう思つておりますが。

じゃ、次に、陳述書7ページの内容をもう一回いきます。■組合員です。■組合員が島袋
学科長からハラスメントを受けたと訴えたとき、人権調査委員会を設置しましたか。

人権調査委員会を設置まではいってませんね。その前に誤解を解けるだらうという
ふうに思つて行動しました。

2020年12月7日に、林証人は■組合員を単独で呼び出していますが、これは人権委
員会の調査の調査だったんですか、違うっていうことですね、ほんたら。

私が説明したら分かってもらえるだらうというふうに考えて、人権委員会まで起こ
してやる必要はないだらうというふうに考えてやりました。

それでしたら、そもそも人権委員会メンバーである林証人が、何で直接1対1で■組合員
の聞き取り調査しようとしたんですか。

別に人権委員会の副委員長というような立場をもつてやつたわけじゃなくて、これ
なら話が十分分かってもらえるだらうということで誤解を解きにいったということ
です。

林証人は、■組合員の雇い止め理由の中でこのときのことを取り上げて、■組合員の日本
語能力不足を主張していますが、なぜこんな簡単な短い会話だけで■組合員の日本語能力
が足りないと決めつけたんですか。

このことだけというのはちょっと言い方がおかしいんではないでしょうか。ふだん
日常的に私は■組合員と話する機会もありましたし、いろんな人からも話を聞くこ
とができるわけで、その場だけで判断したというのは違うと思います。

このとき■組合員が■組合員を呼び出したのは、明らかに林証人、あなたの呼出しが調
査規程違反行為だから、■組合員は組合支部代表の私、■組合員を同伴させたんじゃな
いですか。

そういうふうには考えておりませんでした。もともと話ししましようねというふう
にいうふうに言うたときには、彼は快諾しておったということがあります。

その場で■組合員、私は、林証人に対して何か言いましたか。

ええ、■先生は日本語がちょっとおぼつかないところがあるから、ニュアンスが間違

ってもいいけど、自分が説明しますというふうにおっしゃってました。

私、■組合員は、このとき一言もしゃべっていません。何で通訳って決めつけるんですか。

だから、そのときは■先生しゃべっておりました。

この後、■組合員のパワハラ訴えに対しての人権委員会調査は結局全く行われていないんですが、訴えられたのに何で調査しなかったんですか。

まあこれはペンドイングになってしましましたね。

続きまして、陳述書の3ページの内容から質問します。第1段落に書かれてる中国人留学生に頼らない経営というのは、中国人留学生数を減らすということだったんですか。

いえ、それは減らすことよりも、日本人学生を増やすという方向でいこうとしておりました。

手短にいきます。

審査委員

まとめてもらえますか。

申立人側 ■補佐人

ホームページでは、今現在ですね、短大の入試合格者数は40名、そのうち日本人学生は39名、留学生は1名です。

申立人側 上瀬代理人

じゃ、最後に一つだけ。一言だけ、すみません。人権調査委員会は5名程度というふうに書かれています。2人だけで■さんに調査に当たられたのはなぜなんですか。それも規約無視したというわけですか。

えつ、2人だけで調査に当たられた……

5名程度というのが調査員です。

まあ、調査のほうは、人数、我々職員の数もあまり多くありませんし……

それじゃあ何で5名程度と書いてるんですか。

規約ではそう書いてありますから……

もちろん規約どおりしてもらわないと。

たくさん的人数をかけるというのはなかなか難しいので、適任として2人をお願いしようとしたんです。

勝手にねじ曲げたら困りますよね。■さん、何かある、最後に。

審査委員

それじゃ、ちょっと時間ですので。

被申立人側 小西代理人

すみません。主尋問が17分ぐらいで終わったんで、多少補充よろしいですか。

審査委員

主尋問側、お願ひします。

被申立人側 小西代理人

では、被申立人代理人、小西から若干補充させていただきます。先ほど■さんとの話合いの場に■先生が同席したときに、一言も言葉を発しなかったと■先生の発言がありましたが、それは林さんの記憶とは異なるということでおろしいんですか。

はい、異なります。

で、その林さんが■さんを呼び出したことについて、調査規程違反ではないかという趣旨の質問も先ほどありましたが、当時、■先生あるいは■先生のほうから、このような呼出しは調査規程違反あるいは規律規程違反ではないかというような質問はありましたか。質問なり発言はありましたか。

いいえ、ありませんでした。

すみません。あと、その■先生の件ですけれども、あなたの陳述書、乙第24号証の5ページには、「令和2年12月から本年1月にかけて、■組合員に対し調査に応じるよう何度も要請しました」とありますが、つまり、調査担当だった方たちは何度か■先生に対して、調査に応じてくださいとか日程調整させてくださいというような連絡は取つてたということなんですね。

はい、何度かやっておりました。

あと最後です。短大の従前の入学者数なんですが、定員にいつも満たせていたんでしょうか。

いいえ、定員には満たしておりません。

つまり、日本人の数を増やすことによって、定員がそもそも充足してるから、日本人の数を増やすと必然的に留学生の数を減らさなきやいけないわけではなくて、それでも入学定員にはまだ余裕だったので、留学生の数が仮にそのままでも日本人学生を増やすことは物理的には可能だったと。

十分可能でした。

ということですね。はい、以上です。

審査委員

こちらのほうから少し補充させていただきます。

(乙第24号証を示す)

先ほども問題になっていた7ページの11行目から23行目の組合員の日本語能力に問題があつたことの例として、島袋学科長よりハラスメントについて組合員に事情確認をした際の出来事が記載されてるんですけども、正確といいますか、記憶でいいと、これはいつのことなんですかね。ご記憶の限りで結構ですけども。

いつ頃というのはちょっと年月日が出てこないんですけども、いつ頃やつたんかな、去年の六、七月かな、もうちょっと後ろかな、そんぐらい違いますかね。ちょっと正確なことが分かりません。

これも先ほど尋問の中でもあつたんですけども、島袋学科長よりハラスメントの調査の手続として、組合員とさんの尋問をされたということではよろしいですかね、そういう理解で。それとも、先ほどのお話によると、人権委員会の手続に基づく調査の手続としては行われていないと理解していいのか。

先生と話は、特に人権委員会というよりも、私が先にこんなもんは誤解だからすぐ解けるよという形で説明に行こうとしたということです。

じゃ、調査の手続としてではないということですかね。

はい。

最後に、事情確認に要した時間ですけれども、組合員の審問では二、三分で終わりましたと、先ほどもこれ議論になってましたけども、「林さんは回答書を私に渡すだけ、それ、終わり。だから、まあ二、三分もかからず終わりました。」っていうことなんですけども、ご記憶では何分ぐらい。

先ほど今申し上げたように、10分弱かなというふうに思います。紙も確かに渡しましたし、説明もしましたので二、三分ということはないはずです。

以上